



平成 2 3 年度

事 務 概 要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査の種類	2
2 平成23年度の監査の概要	3
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	3
指摘、注意、意見の区分	4
3 平成23年度に公表又は提出した監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 行政監査	10
(3) 財政的援助団体等監査	11
(4) 決算審査	12
(5) 健全化判断比率等審査	14
(6) 住民監査請求監査	16

資料編

平成23年度に公表又は提出した監査の結果等	19
1 定期監査	19
(1) 実施課所数	19
(2) 監査の結果等	20
ア 平成23年度第1回	20
イ 追加実施分	27
ウ 平成23年度第2回	29
エ 平成23年度第3回	32
オ 平成23年度第4回	39

2	行政監査	4 1
(1)	監査テーマ	4 1
(2)	監査対象機器	4 1
(3)	監査対象機関	4 1
(4)	監査意見	4 1
3	財政的援助団体等監査	4 3
(1)	監査対象団体及び実施団体	4 3
(2)	監査の結果	4 3
4	住民監査請求	4 4
(1)	年度別処理状況（平成 1 9 年度以降分）	4 4
(2)	請求事案及び結果（平成 1 9 年度以降分）	4 4

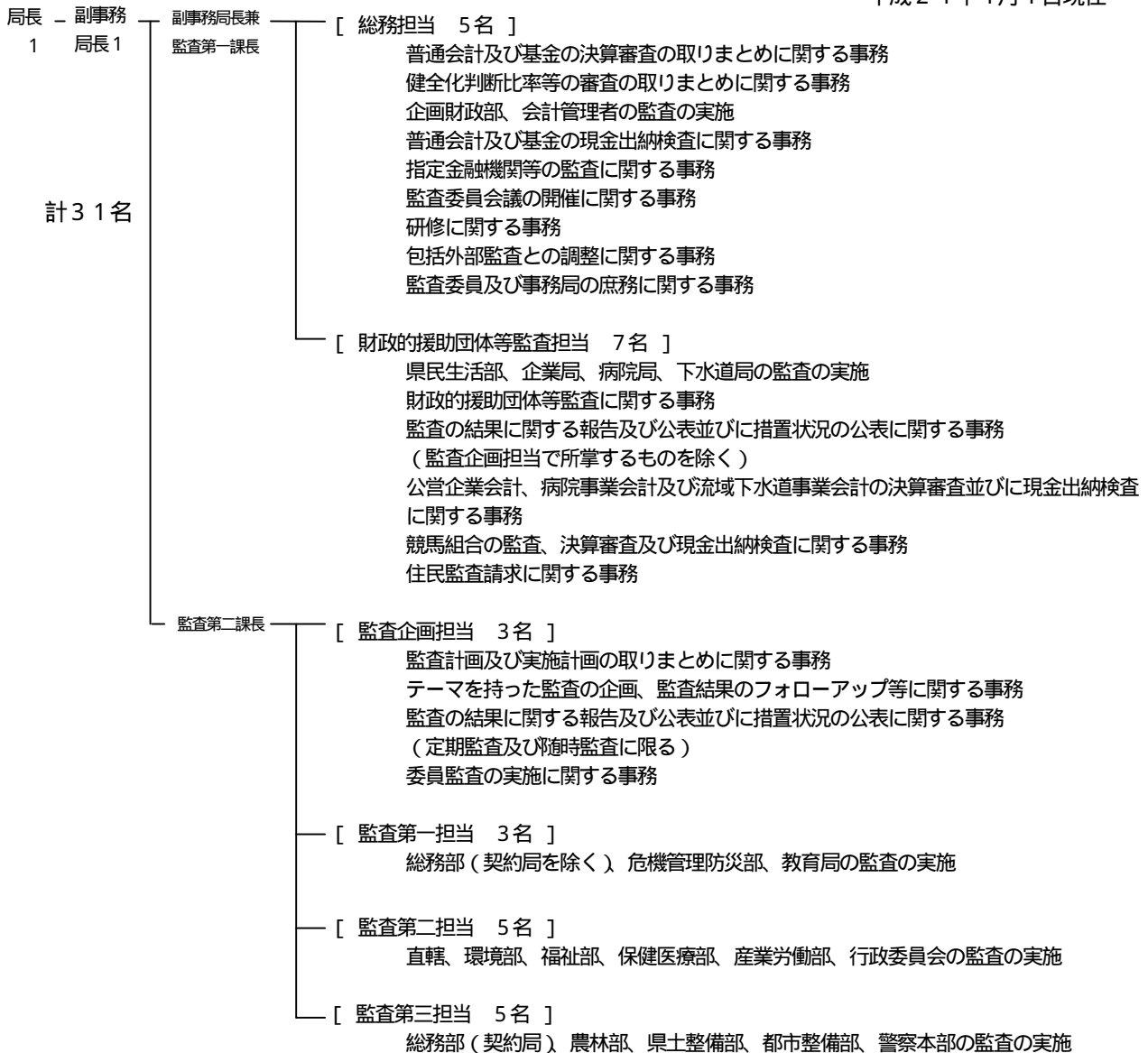
監 査 委 員

平成24年3月27日現在

氏 名	区 分	備 考
根 岸 和 夫	代 表 監 査 委 員 常 識 見 選 出	税 理 士 H21.7.11~
荒 井 伸 夫	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	公 認 会 計 士 H24.3.27~
北 堀 篤	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	H24.3.27~
荒 川 岩 雄	監 査 委 員 非 常 識 見 選 出	H24.3.27~

監査事務局の組織及び事務分掌

平成24年4月1日現在



1 監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

1 法・・・地方自治法

2 企業法・・・地方公営企業法

3 健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

2 平成23年度の監査の概要

平成23年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に基づき、適正かつ効率的に実施されているか等について監査しました。</p> <p>最小で最強の県庁組織による適正な行財政運営を確保していくため、23年度は、「契約事務（本庁の長期継続契約、地域機関の契約の集約化）」と「現金取扱い事務」を重点監査項目としました。</p>	582課所	指摘 4件 注意 28件 意見 9件
財政的援助団体等監査	<p>県が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している法人及び公の施設の管理を委託している団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p>	44団体 51箇所	
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。</p>	6件	棄却 6件
決算審査	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計について、決算数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的・効果的に行われているか等について審査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 公営企業会計	同上
基金運用状況審査	<p>運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。</p>	3基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 13特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

指摘、注意、意見の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、その処理を次のように区分しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの</p>
注 意	<p>事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの</p> <p>1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの</p> <p>2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの</p>
意 見	<p>次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの</p> <p>1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの</p> <p>2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの</p>

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告です。

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するものです。

なお、平成23年度に公表した監査結果の指摘、注意の内容は、次のように区分しています。

[分野別]

- 1 契約
- 2 財産
- 3 現金取扱
- 4 補助金・負担金
- 5 行政監査
- 6 調定収入関係
- 7 未収金関係
- 8 その他支出

[性質別]

- 意図的な操作による手続変更
- 記載内容不備
- 管理不注意
- 書類未作成・未徴取
- 手続不備

3 平成23年度に公表又は提出した監査の結果等

(1) 定期監査

監査の結果に関する報告は、概ね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成23年度は、次のとおり平成23年度監査実施（第1回～第4回公表）分を提出及び公表しました。

併せて、監査の結果に関する報告に添える意見を関係機関に提出しました。

区 分（提出日・公表日）	対象機関	監査実施期間	監査結果
23年度 第1回公表 （提出日 23年 9月28日） （公表日 23年10月 7日）	189機関 （本庁各課）	23年5月16日 ～8月2日	指摘 なし 注意 9 意見 6
追加実施分 （提出日 23年10月18日）	（1機関）	23年9月 7日 ～9月22日	意見 1
23年度 第2回公表 （提出日 23年12月 7日） （公表日 23年12月16日）	84機関 （地域機関）	23年8月23日 ～10月31日	指摘 1 注意 6 意見 なし
23年度 第3回公表 （提出日 24年 2月23日） （公表日 24年 3月 2日）	286機関 （地域機関）	23年9月 8日 ～24年2月1日	指摘 2 注意 12 意見 2
23年度 第4回公表 （提出日 24年 6月21日） （公表日 24年 6月29日）	23機関 （地域機関）	24年1月11日 ～ 24年2月16日	指摘 1 注意 1 意見 なし

ア 監査結果区分別一覧

平成23年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分		指 摘	注 意	計
野 別	契約	3	21	24
	財産		1	1
	現金取扱	1	2	3
	補助金・負担金			
	行政監査		3	3
	調定収入関係			
	未収金関係			
	その他支出		1	1
	計	4	28	32
質 別	意図的な操作による手続変更		5	5
	記載内容不備		1	1
	管理不注意	4	5	9
	書類未作成・未徴取		9	9
	手続き不備		8	8
	計	4	28	32

イ 主な事例

(ア) 指摘

不適切な郵便切手の出納及び過誤納金の還付（平成23年12月16日公表）

- ・購入した郵便切手の枚数を、消耗品出納簿に誤って100枚多く記載した。次年度に繰り越す際に現物が100枚不足していると誤認し、私費である学校の後援会費で購入補充し放置した。
- ・卒業生が納付した証明書交付手数料の一部に、還付の必要が生じたが、当該年度中に還付出来ず、学校の預金口座に約10カ月間放置し、次年度に適切な手続きを経ずに還付した。

【(分野)現金取扱、(性質)管理不注意】 (教育局 越谷総合技術高等学校)

会計年度独立の原則に反した財務執行（平成24年3月2日公表）

- ・「航空用携帯型無線機購入等」の契約は、納期限までに履行されていないばかりか、履行が新年度となっていた。
- ・履行されていないにもかかわらず、検査確認が納期限の日に遡って行われていた。

【(分野)契約、(性質)管理不注意】 (危機管理防災部 防災航空センター)

(イ) 注意

契約書と異なる金額の支出（平成23年10月7日公表）

- ・「視覚障害者移動支援事業従事者養成研修事業業務委託契約」において、「契約金額」と「実績額」に変更が生じた。
- ・変更契約を締結すべきところ、変更契約を行わずに契約金額と異なる額を支出していた。

【(分野)契約、(性質)書類未作成・未徴取】 (福祉部 障害者自立支援課)

選定手続きの不備（平成23年10月7日公表）

- ・「職員募集パンフレット及びポスターデザイン・版下作成業務委託契約」において、提案競技方式を採用し第1次・2次選考を実施した。
- ・第2次選考は、人事委員会事務局職員の協議により行ったが、採用に至る協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠けていた。

【(分野)契約、(性質)手続き不備】 (人事委員会事務局 任用審査課)

修繕費の分割発注（平成24年3月2日公表）

- ・「大宮公園ポート池護岸修繕」(総額5,490千円)を、1件の契約金額が100万円未満となるよう6件に分割して契約した。
- ・うち4件と2件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一。

【(分野)契約、(性質)意図的な操作による手続変更】

(都市整備部 大宮公園事務所)

(ウ) 意見

医師の確保対策について(平成23年9月28日提出)

- ・医師の確保対策については、次の点に留意し、その対応に努めるべきである。
- ・研修資金貸与事業については、活用している医療機関に偏りが見られ、十分に活用されていると言えず、より一層の利用拡大が望まれる。
- ・県外医学部に進学した者を県内医療機関に誘導・定着させる新たな施策展開が望まれる。
- ・医師を養成するため、県内に研修医を引きつける魅力ある病院を整備していく必要がある。

(保健医療部 医療整備課)

団体費の負担による電子複写機の複写サービスについて(平成24年2月23日提出)

- ・ほとんどの高等学校で一括契約のほかに団体の契約と負担で設置している電子複写機は、学校運営上の事務にも利用されている。
- ・また、団体契約のコピー単価は会計管理者の一括契約単価の平均5倍以上となっている。
- ・効率的な予算執行の観点から、改善に向けて取り組まれない。

(教育局 財務課、 会計管理者 会計管理課)

ウ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果(件数)			22年度末 未措置(件数)	23年度 措置状況(件数)	備考
	指摘	注意	計			
23年度	4	28	32	-	30 (指摘3、注意27)	未措置 2件
22年度	4	34	38	0	0	全て措置済み
21年度	5	54	59	0	0	〃
20年度	47	24	71	0	0	〃

エ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
総務部 飯能県税 事務所	平成21年度の構内植木管理業務委託契約(488千円)について、仕様書に定めた「施肥」の業務が実施されていないまま履行確認を行い支払をしたことは不適切であった。 (平成23年3月1日・第2266号)	職員予備監査終了後の平成23年1月24日、構内植木管理業務委託料のうち、施肥費用分(9,450円)について返納処理を行った。 また、再発防止のため、起案の際チェックシートを添付し、決裁過程で担当職員、決裁ラインの職員が複数で確認する仕組みを整え、誤りの発生防止に努めることとした。 (平成23年7月1日・第2300号)
教育局 越谷総合 技術高等 学校	郵便切手の出納及び過誤納金の還付について、次の点で不適切であった。 1 平成22年度に購入した郵便切手を、消耗品出納簿に誤って100枚多く記載した。平成23年度に繰り越す際に100枚不足していると誤認し、学校の後援会費で購入して補充した。 2 平成22年1月に卒業生より収納した証明書交付手数料について、一部還付する必要が生じた。当該年度中に還付出来ずに、そのまま学校の預金口座に約10カ月間放置し、平成22年度に	職員に財務事務の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。 再発防止のため、 1 郵便切手の出納に当たっては、受払いの都度及び月末の集計の際に消耗品出納簿・納品書・現物の照合を校長以下複数の職員で行う体制を整えた。 団体会計の適正な執行について、職員会議等を通じて職員に周知徹底した。 2 還付金などの資金については、精算までの進行状況に係るチェック表を作成し、週1回複数の職員で確認すること

	<p>適切な手続きを経ずに還付した。 (平成 23 年 12 月 16 日・第 2348 号)</p>	<p>で進行管理を行うこととした。 埼玉県財務規則等関係諸規程についての職場研修を行い、財務事務の適正な執行について職員に周知徹底を図った。 (平成24年3月2日・第2368号)</p>
--	---	---

(イ) 注意

対象機関	監査の結果 (監査結果の公表日・県報の号数)	講じた措置 (措置の公表日・県報の号数)
保健医療部 川口保健所	<p>平成 21 年 11 月の運動指導室更衣室設置工事 (577 千円) について、2 者から見積書を徴取した。そのうちの 1 者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。 この参考見積書を有効として扱ったことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。 (平成 23 年 3 月 1 日・第 2266 号)</p>	<p>監査後直ちに文書により監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。 また、会計管理者作成の「自己検査の手引き」における契約のチェックポイントを職員に配布するとともに、以後、見積合わせについては、決裁ラインのみならず所内出納員の事前チェックを経るよう改善を図っている。 併せて、職員が財務事務の理解が深められるよう、会計管理者が行っている財務研修に出席するなど、再発の防止を図っている。 (平成23年7月1日・第2300号)</p>
都市整備部 市街地整備課	<p>平成 22 年度に長 3 封筒(120 mm × 235 mm、10,000 枚 61,950 円)と角 2 封筒(240mm × 332mm、4,000 枚 73,920 円)の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、一括して発注しなかったことは不適切であった。 (平成 23 年 10 月 7 日・第 2328 号)</p>	<p>所属長より監査後、直ちに監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。今後は、グループリーダーが発注予定を確認し、課内で分割発注が発生しないように管理することを徹底した。 また、職員それぞれが財務事務の理解を深められるよう、部で実施した財務研修に参加させた。 さらに、職場研修を行い再発の防止を図った。 (平成24年3月2日・第2368号)</p>
人事委員会事務局 任用審査	<p>平成 22 年度の「平成 23 年度版職員募集パンフレット及び同ポスターデザイン・版下作成業務委託契約」について、提案競技方式で実施した。第 1 次選考で</p>	<p>埼玉県職員募集パンフレット及び同ポスターデザインコンペティション作品選考要領等の見直しを行い、それに基づき選</p>

課	<p>は投票を実施し、合計得点数の上位 6 作品を選定した。</p> <p>第 2 次選考では、人事委員会事務局職員の協議により選定したが、協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠け不適切であった。</p> <p>(平成 23 年 10 月 7 日・第 2328 号)</p>	<p>考を実施した。</p> <p>1 同選考要領で規定した評定のポイントに基づき、第 2 次選考の評定票(評定項目及び項目ごとの配点を定めたもの)を定めた。同評定票により、第 2 次選考において各委員が評定し、合計得点が最も高い作品を選定した(平成23年12月21日)。</p> <p>2 第 2 次選考の選考委員には、当事務局の職員のほか、人事課、広聴広報課、教育局総務課の職員を充てることとした。</p> <p>また、選定の経過は記録として整理した。</p> <p>(平成24年3月2日・第2368号)</p>
---	---	--

(2) 行政監査

ア 監査テーマ

高額機器の管理及び活用状況について

イ 監査対象機器

購入に係る機器：取得金額 1,000 万円以上のもの 727 点

賃借に係る機器：平成 22 年度の賃借料 200 万円以上のもの 187 点

ウ 監査対象機関

16 部局 140 課所

エ 監査意見

(ア) 導入に際しての十分な検討について

(イ) 機器の有効活用について

(ウ) 適正な管理について

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体 10 団体、補助金等交付団体 20 団体及び指定管理者 14 団体 21 施設、計 51

箇所を監査しました。

監査の結果は次のとおりです。

ア 指摘
なし

イ 注意
なし

ウ 監査結果に対する措置状況
なし

(4) 決算審査

平成22年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 平成22年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

平成23年8月12日～平成23年9月8日

(イ) 審査意見

- ・決算書及び関係書類等を照合した結果、計数に誤りのないことを確認した。
- ・予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

『財政基盤のさらなる強化について』

- ・財政基盤を維持・強化し、行政サービスを安定的に提供していくため、県債発行の抑制や財政調整基金等の確保、費用対効果の徹底した検証や「選択と集中」による事業推進など、行財政運営上の工夫が必要である。
- ・さらに、税収を確保するため、企業誘致などによる雇用の場の創出や中小企業の育成・支援、低迷する県税納税率を改善するための取組をより一層強力に進めることが重要である。

イ 平成22年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

平成23年8月12日～平成23年9月8日

（イ）審査意見

- ・地方公営企業法等関係法令に準拠し、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと確認した。
- ・事業の運営及び予算の執行に当たっては、経営の基本原則、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【企業局所管事業会計（工業用水道事業会計、水道用水供給事業会計、地域整備事業会計）】

『送水管路の更新について』

- ・水道用水供給事業においては、給水収益が低下傾向にある中で、他に安定水利権の確保や浄水場施設の更新などの中長期的課題があり、今後は減価償却や支払利息が増加して収支が悪化する懸念がある。
- ・こうした点を踏まえ、将来の財政負担について中長期的にマネジメントしながら、樹水団体の更新計画とも整合を図りつつ、送水管路の更新を計画的に進める必要がある。

【病院事業会計】

『医療スタッフの確保について』

- ・病院の収益の源泉である医療サービスの提供は主に医療スタッフのマンパワーによっており、医療スタッフの充実が病院運営の鍵である。
- ・県立病院においては、医療サービスの充実と収益の確保の観点から、次のとおり医療スタッフの確保に努められたい。
 - 1 医師の確実な採用
 - 2 研修医の積極的な受入れ
 - 3 看護師の十分な採用及び離職防止等

【流域下水道事業会計】

『流域下水道施設の耐震対策について』

- ・下水道施設は県民生活に不可欠なライフラインであり、衛生環境の確保に重要な役割を果たす。全国一の規模を誇る本県の流域下水道施設が震災で稼働停止した場合、その影響は極めて甚大なものとなることが想定される。
- ・当面の緊急対策を早期に完了させることはもとより、大規模な地震が発生した場合でも、施設の損傷を最小限に食い止め、稼働停止となる事態を防ぐため、抜本的な耐震対策についても優先順位の高いものから早期実施に努める必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

平成22年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

平成23年8月12日～平成23年9月8日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	3.75%
連結実質赤字比率	-	-	8.75%
実質公債費比率	13.3%	12.7%	25%
将来負担比率	229.5%	246.2%	400%

- ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は - (マイナス) であり、赤字は生じていない。
- ・実質公債費比率の全国平均は、13.5% (埼玉県は比率が低い順で全国13位)
- ・将来負担比率の全国平均は、220.8% (埼玉県は比率が低い順で全国27位)

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

【参考】

健全化判断比率

- ・実質赤字比率 : 一般会計等が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・連結実質赤字比率 : すべての会計の赤字額や黒字額 (上水道などの公営企業の損益) を合算した合計が赤字額の場合の赤字額と標準財政規模との割合
- ・実質公債費比率 : 地方債の元利償還金 (上水道などの公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計の繰出も合算) の合計と標準財政規模との割合
- ・将来負担比率 : 一般会計等の地方債残高や県が将来支払う可能性のある一般財源の負担額と標準財政規模との割合

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

平成23年8月12日～平成23年9月8日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
病院事業会計	-	-	20%
工業用水道事業会計	-	-	20%
水道用水供給事業会計	-	-	20%
地域整備事業会計	-	-	20%
流域下水道事業会計	-	-	20%

・上記5会計はすべて資金余剰となっており、資金不足は生じていない。

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっており資金不足は生じていないものの、引き続き健全な財政運営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

平成 2 3 年度に処理した住民監査請求は、次の 6 件です。

ア 平成 2 1 年度の県政調査費に関する件

監査結果

条例等の定めからの逸脱は認められないため、請求は理由がないものとして棄却する。(請求人のうち 1 名は住所要件を具備しないとして却下)

(意見)

次のとおり改善が望まれる点があったので、議会におかれては、透明性の向上に向けて引き続き努力されるよう要望する。

- 1 証拠書類に記載された使途内容等のみでは運用指針等に適合していることの確認が困難な事例が見受けられたため、改善を図られたい。
- 2 按分割合の根拠は、より分かりやすく証拠書類へ明示するなど改善に努められたい。
- 3 議員自らが代表者の地位等にある法人等と経費を按分している場合に添付されている領収書等について、誤解を招くことのないよう改善を図られたい。

請求内容の要旨

平成 2 1 年度県政調査費に、条例等の定めから逸脱して、使途として不適切な公金の支出があるため、返還させる措置を取るよう知事に勧告すること。

イ 旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関する件

監査結果

石綿含有建材が旧浦和青年の家跡地の再生砕石に混入していたことは、県が行った工事に起因し、「土地に隠れた瑕疵」には該当しないとしたことは是認できる。

また、県がさいたま市と連携して行った原因調査等については、ずさんな状況は認められなかった。

原因が特定できない中で、当時の状況を総合的に判断して自らの責任で撤去工事を行うこととした県の判断は、妥当性を欠くものとは言えない。

よって、本件請求は理由がないものと判断し棄却する。

請求内容の要旨

県は旧浦和青年の家跡地において石綿含有建材が混入した再生砕石を撤去する工事を行った。

しかし、当該土地の売買契約書には「土地に隠れた^{かし}瑕疵があっても、県は責任を負わない」となっているため、県が工事費を負担したのは不適切である。

また、県は、立入検査等を行い石綿の混入原因を調査したが、石綿含有建材を発見できずずさんな調査により原因不明として工事費を支出したのは不適切である。

よって、関係職員に支払金額の補填をさせるなど必要な措置を講じるよう勧告すること。

ウ 旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件

監査結果

石綿含有建材が旧浦和青年の家跡地の再生砕石に混入していたことは、県が行った工事に起因し、「土地に隠れた瑕疵」には該当しないとして、再生砕石撤去工事に伴う当該工事を県が行ったことは是認できる。

また、管財課の文書中の「補償」という文言については、当該工事の内容を指しており、「損害賠償」の意味では使用していないと認めることができ、議会の議決は要しないものと解する。

よって、本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

請求内容の要旨

県は旧浦和青年の家跡地において仮設現場事務所を撤去復旧する等の工事を行った。

しかし、当該土地の売買契約書には「土地に隠れた^{かし}瑕疵があっても、県は責任を負わない」となっているため、県が工事費を支出したのは不適切である。

また、当該工事は損害賠償に該当し、地方自治法に規定する議会の議決を欠いた不適切な支出である。

よって、関係職員に支払金額を補填させるなど必要な措置を講じるよう勧告すること。

エ 日赤埼玉県支部跡地の売却に関する件

監査結果

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

なお、原因行為から1年以上経過している請求部分は、却下する。

請求内容の要旨

日赤が平成23年3月に売却した前社屋の土地・建物は、県が日赤に無償譲与したものであり、平成26年3月まで「用途指定と譲渡禁止の条件」が付されていた。

日赤の前社屋が売却できたのは、知事が職権を逸脱して、日赤からの要請に安易に応じ、条件解除の「合意書」を締結したためである。

よって、「合意書」の無効を確認し、知事等が原状回復又は売却金相当額を県に支払うこと等の措置を請求する。

オ 平成22年度の県政調査費に関する件

監査結果

「後援会活動への支出」に該当せず、請求人の主張には理由がないものと判断し棄却する。

請求内容の要旨

資金管理団体への「事務所費支出」は運用指針で充当を認めていない後援会活動への支出であり違法である。

カ 国道254号バイパス(志木市地内のモデル工事)に関する件

監査結果

道路法に基づく道路事業として実施される工事は、法律上、事前の都市計画の変更は必要ではない。

「原因となる行為」の違法性のために、結果である財務行為の違法性を主張できるのは、両者が密接かつ一体的な関係にある場合に限られる。

今回の事案では、原因行為である「平面4車線構造の決定」や「確認書の履行」と財務行為である「モデル工事の契約」に直接の関係はないことから財務行為の違法性を主張できない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し棄却する。

請求内容の要旨

国道254号(志木市下宗岡地内)の「モデル工事」の契約について、

- ・ 現行の都市計画決定(高架2階建8車線構造)を変更せずに、「平面4車線」構造の工事を行うことは違法である。
- ・ 県が決めた「平面4車線」構造は、住民の合意を欠き無効である。
- ・ 「モデル工事」の実施は、県が住民団体と交わした確認書の不履行であり、不当である。

資 料 編

平成23年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成19年度	593	389	204	66
平成20年度	587	308	279	52
平成21年度	600	326	274	54
平成22年度	588	320	268	54
平成23年度	582	287	295	49

(2) 監査の結果等

ア 平成23年度第1回提出(平成23年 9月28日)

公表(平成23年10月 7日)

(ア) 監査の対象機関 189機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢介護課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課、がんセンター建設課

下水道局	下水道管理課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、スポーツ振興課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、少年課、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課、サイバー犯罪対策課、子ども女性安全対策隊、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

平成23年5月16日～平成23年8月2日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

- a 指摘事項
該当なし

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	学事課	平成 22 年度に 56 の学校法人と「就学支援金等事務処理業務委託」(執行済額 26,914 千円)の単価契約を締結したが、全ての請求書に埼玉県財務規則で定める「検査済」の表示がないまま、支出したのは不適切であった。
総務部	特別徴収対策課	平成 22 年度の契約事務において、以下の点が不適切であった。 1 「個人住民税市町村表彰受賞市町村の長と知事との意見交換会掲載契約」(1,600 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していた。 2 「デジタルファクシミリ複合機複写サービス契約」について、長期継続契約(5年間)かつ単価契約(執行予定額 793,800 円)で締結した。 契約期間全体の執行予定額が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。
危機管理防災部	消防防災課	平成 22 年度の「少年消防クラブ員手帳及び員章購入契約」(813,250 円)について、次の点で不適切であった。 1 予定価格が 50 万円以上であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。 2 契約金額が 50 万円以上であるにもかかわらず、請書を徴取していなかった。
福祉部	障害者自立支援課	平成 22 年度の「視覚障害者移動支援事業従事者養成研修事業業務委託契約」(275,000 円)について、委託料の実績金額(257,480 円)が当初の契約金額から変更となった。 変更契約を締結すべきところ、変更契約を行わず当初の契約金額と異なる金額を支出したことは不適切であった。
保健医療部	医療整備課	平成 22 年度の「患者さんのための 3 つの宣言実践医療機関登録事業委託契約」(2,645,820 円)について、仕様の一部である「登録病院意識調査」の対象数を変更した。(1,000 から 100 医療機関)

		<p>仕様を変更したにもかかわらず、見積書を再徴取しないまま契約を締結したことは不適切であった。</p>
都市整備部	市街地整備課	<p>平成 22 年度に長 3 封筒 (120 mm×235 mm、10,000 枚 61,950 円) と角 2 封筒 (240mm×332mm、4,000 枚 73,920 円) の印刷を発注したが、各々の見積日、納品日、契約相手方は同一であった。</p> <p>総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
下水道局	下水道管理課	<p>平成 22 年度の資金前渡の事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 見学資料代を資金前渡したが、支払いが直ちに完了しなかったことから現金出納簿を作成すべきところ、作成していなかった。また、実際に支払いを行う職員を資金前渡担当者に指定すべきところ、他の職員を指定していた。</p> <p>2 交際費について、支払後に残金が発生したが、必要な手続きを行わずに繰越されていた。また、預金利子が発生していたにもかかわらず、1 か月以上払い込みされていなかった。</p>
人事委員会事務局	任用審査課	<p>平成22年度の「平成23年度版職員募集パンフレット及び同ポスターデザイン・版下作成業務委託契約」について、提案競技方式で実施した。第1次選考では投票を実施し、合計得点数の上位6作品を選定した。</p> <p>第2次選考では、人事委員会事務局職員の協議により選定したが、協議内容や経過の記録が不十分であり、選定手続きの透明性に欠け不適切であった。</p>
教育局	生涯学習文化財課	<p>平成22年度に埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムのサーバー一式を購入(1,333,500円)した。</p> <p>取得価格が100万円以上の重要備品であり、重要物品等カードを作成するとともに、会計管理者に重要物品の取得を報告すべきところ、これらの事務手続きを行わなかったことは不適切であった。</p>

c 監査結果に関する報告に添える意見

機関・職制名		監査の意見
企画財政部 会計管理者	財政課 改革推進課 会計管理課	<p>厳しい財政状況にあつて、第三次埼玉県行財政改革プログラムにおいては、費用対効果の徹底的な追求により、「最小・最強の県庁」の実現を目指すことに取り組んでいる。</p> <p>については、県有財産を有効に活用するために、物品の購入や管理に当たっては、以下の点に留意して、改善に向けて積極的な検討を進められたい。</p> <p>1 必要性、費用対効果について</p> <p>高額な機器が利用されていない状況があるが、購入に当たっては使用期間や使用頻度を考慮し、費用対効果の視点を持って必要性を十分に検討すること。</p> <p>併せて、使用計画に対する実績が明らかとなるしくみの導入についても検討すること。</p> <p>2 導入方法について</p> <p>リースや他県との相互利用など新たな手法も比較検討すること。</p> <p>3 適正な管理について</p> <p>定期的に物品の使用状況等を把握し、有効に活用される方法を検討すること。</p> <p>また、不用物品の処分、再利用に当たっては、他県の成功例や民間の例も研究すること。</p>
県民生活部	文化振興課	<p>彩の国さいたま芸術劇場の改修工事は、工期途中で発生した東日本大震災の影響で工事が遅れた。このため休館期間が2カ月延長となり、その間5公演が中止になるなどの影響が出た。</p> <p>この劇場は財団法人埼玉県芸術文化振興財団が指定管理者として管理運営に当たっている。</p> <p>改修工事の遅れに伴う指定管理委託料の精算に当たっては、財団法人の収支への影響や県、財団との責任分担等を精査し適切に処理すること。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>本県の人口10万人当たりの医師数は全国最下位であり、特に、産科医や小児科医、救急医などの病院勤務医の確保が困難な状況にある。このため、こうした診療科目を中心に、医師の養成・県内誘導・定着が重要な課題となっている。</p> <p>医師の確保対策については、次の点に留意し、その対応</p>

		<p>に努めるべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修資金貸与事業については、活用している医療機関に偏りが見られ、全体では十分に活用されているとはいえない。より一層の利用拡大が望まれる。 2 県内高校から他県医学部へ進学する者が多い。県外医学部に進学した者を県内医療機関に誘導・定着させる新たな施策展開が望まれる。 3 医師を養成するため、県内に研修医を引きつける魅力ある病院を整備していく必要がある。
保健医療部	生活衛生課	<p>埼玉県動物愛護管理推進計画では、犬・ねこの殺処分数を平成18年度の9,118匹から平成29年度に4,500匹に削減することを目標としている。</p> <p>犬の殺処分数は、平成18年度の3,605匹から平成22年度には1,350匹と2,255匹減少（62.6%）した。</p> <p>一方、ねこの殺処分数は、平成18年度の5,513匹から平成22年度は3,668匹と1,845匹の減少（33.5%）に留っており、ねこの殺処分数は犬の約2.7倍に及んでいる。</p> <p>ねこについては、犬のような「けい留」に関する法令の規定がないことから、自然繁殖の抑制が難しい状況にあり、不妊去勢手術の普及啓発や譲渡の促進を図っているものの、犬に比べ殺処分数の削減が進みにくい。</p> <p>このため、動物愛護の観点や、地域の生活衛生の向上の観点からも、市町村や住民ボランティア等と連携し、不妊去勢手術の実施や、けい留されていない野良ねこを地域全体で適正に飼養する活動の支援など、新たな施策展開を検討すべきである。</p>
教育局	財務課	<p>「埼玉県高等学校等奨学金」の滞納事案については、契約及び協定に基づき、民間会社が回収業務を行うこととなっているが、一定期間経過しても返還されない場合は、県が貸付元本のうち未回収額に相当する額を損失補償することとなっている。</p> <p>債権回収の専門会社が回収できずに、県が損失補償することとなった事案については、費用対効果の観点から、県が債権を承継しない方針とすることを明確にすべきである。</p>

教育局	県立学校 人事課	<p>県立学校での学年費横領事件を受け、教育局において平成21年度及び22年度に実施した県費外諸費にかかる行政監察では、次のような課題が報告された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県立学校 178 校中 45 校(25.3%)において県費外諸費に係る会計事務処理規程が整備されていない。 2 部活動費を徴収している県立学校 125 校中 30 校(24.0%)で現金保管をしていた。 <p>このような実態を踏まえ、従来の口頭での指導だけではなく、文書通知を出すなど、より徹底した指導を行い、県費外諸費の取扱いについて改善を進めていただきたい。</p>
-----	-------------	---

イ 追加実施分提出（平成23年10月18日）

(ア) 監査の対象機関 1 機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
行政委員会 等の事務局	人事委員会事務局（任用審査課）

(イ) 監査実施日

平成23年9月7日～平成23年9月22日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

該当なし

b 注意事項

該当なし

c 監査結果に関する報告に添える意見

機関・職制名		監 査 の 意 見
人事委員 会	任用審査課	<p>職員採用試験の最終合格発表に当たって、公式携帯サイトに発表予定日の前に合格者の受験番号が公表された事故を踏まえ、一連の職員採用事務に関し監査を行った。その結果、今後このような事故の再発を確実に防止し、本県職員採用試験の信頼性、公平性を一層高めるために、以下の点について改善を図られたい。</p> <p>1 事務改善の促進等について 携帯サイトへの公表についても、県ホームページのように、複数人が関与しないと作動しない仕組みが「システム」として構築されることが望まれる。</p> <p>2 試験情報の公開について (1) 試験問題の全面公開の実現に向けて、問題の作成に関わる外部機関や他県との協議を進めること。 (2) 受験者個人の特定が行われないことを前提に、</p>

		<p>受験者に合格基準点を積極的に公表すること。</p> <p>3 試験問題の情報管理の徹底について</p> <p>同一の試験問題の原案が、東京、大阪を除く全国の道府県や政令市などに提供されていることから、全国的な情報管理の徹底が望まれる。関東甲信越静ブロック会議などを通じ、試験問題の情報管理が徹底するよう積極的に働きかけを行うこと。</p>
--	--	--

ウ 平成23年度第2回提出(平成23年12月7日)

公表(平成23年12月16日)

(ア) 監査の対象機関 84機関

所管部局	監査対象機関
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所
環境部	西部環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	南児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	川口保健所、鴻巣保健所、秩父保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、川口高等技術専門学校
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、春日部農林振興センター、農林総合研究センター、寄居林業事務所
県土整備部	朝霞県土整備事務所、飯能県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	熊谷建築安全センター
企業局	大久保浄水場、第一水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター
教育局	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、大滝げんきプラザ、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾南高等学校、桶川西高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、熊谷高等学校、熊谷西高等学校、越谷総合技術高等学校、狭山工業高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、玉川工業高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、蕨高等学校、川口特別支援学校、行田特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校
警察本部	警察学校、大宮警察署、川口警察署、川越警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、岩槻警察署

(イ) 監査実施日

平成23年8月23日～平成23年10月31日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見と

して認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	越谷総合 技術高校	郵便切手の出納及び過誤納金の還付について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年度に購入した郵便切手を、消耗品出納簿に誤って 100 枚多く記載した。平成 23 年度に繰り越す際に 100 枚不足していると誤認し、学校の後援会費で購入して補充した。 2 平成 22 年 1 月に卒業生より収納した証明書交付手数料について、一部還付する必要が生じた。当該年度中に還付出来ずに、そのまま学校の預金口座に約 10 カ月間放置し、平成 22 年度に適切な手続きを経ずに還付した。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	川口保健 所	平成 23 年 3 月に長 3 封筒 (76 千円) と角 2 封筒 (63 千円) を障害者自立支援法に規定する障害者支援施設に発注した。 10 万円以上の契約で、その内容に特殊性がないにもかかわらず、福祉関係施設であるという理由だけで、一者随意契約としたことは不適切であった。
農林部	春日部農 林振興セ ンター	平成 22 年 8 月に「22 南葛第 302 号古利根堰ポンプ場受電工事契約」(2,944 千円) を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったのは不適切であった。
病院局	小児医療 センター	平成 22 年度の時間外緊急呼び出し時タクシー代の資金前渡の経理について、次の点で不適切であった。 1 平成 22 年 7 月及び 8 月の夜間に、業務のため出勤した職員が利用したタクシー代を、当該職員が一時立替払した。 2 資金前渡担当者は、当該前渡金の精算を翌月 5 日までに行わず、年度末に精算した。また、繰越の手続きを行っていないかった。

		<p>3 当該タクシー代を賃借料ではなく謝金として経理した。</p>
教育局	南部教育事務所	<p>管内市立小中学校の県費負担教職員に係る給与等の支給及び預金利子の払い込みにおいて、以下のとおり著しく遅延していた行為を是正できなかったのは指導機関として不適切であった。</p> <p>1 平成21年4月21日に資金前渡口座に入金された給与(231,754円)の支給を失念し、平成22年7月29日まで給与が支給されていなかった。これに伴い発生した預金利子の払い込みもされていなかった。</p> <p>2 平成20年4月21日に資金前渡口座に入金された給与(200,000円)などの支給が遅延した。これに伴い預金利子が発生していたが、2年以上払い込みがなされていなかった。</p>
警察本部	岩槻警察署	<p>平成22年9月に廃プラスチック類の産業廃棄物処理(50千円)を実施したが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったことは、不適切であった。</p>
警察本部	行田警察署	<p>平成22年度の修繕の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 平成22年7月28日付けで自動ドア扉交換修繕(289,800円)、8月6日付けで自動ドアセンサー交換修繕(210,000円)の見積書を各々徴取し、修繕した。2件の修繕は、施工日、施工場所、施工業者が同一であり、一括発注とすべきであったが、個別に発注した。</p> <p>2 平成22年9月に空調冷温水発生器修繕(136,920円)を行った。契約金額が10万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1者のみであった。</p>

c 監査結果に関する報告に添える意見

該当なし

エ 平成23年度第3回提出(平成24年 2月23日)

公表(平成24年 3月 2日)

(ア) 監査の対象機関 286機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、大宮県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	平和資料館、パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、東松山環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、東松山農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、病虫害防除所、

	中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、農林総合研究センター水田農業研究所、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、越谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、地域整備事務所
病院局	がんセンター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、東部教育事務所、浦和図書館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾橋高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間高等学校、人間向陽高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大井高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口東高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、

	<p>鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生実業高等学校、飯能南高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、不動岡高等学校、本庄北高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、与野高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、越谷特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、小川警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、児玉警察署、加須警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

平成23年9月8日～平成24年2月1日

監査において指摘事項・注意事項又は監査の結果に関する報告に添える意見として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	防災航空センター	平成 22 年 11 月の「航空用携帯型無線機購入」(735 千円)の契約事務について、次の点で不適切であった。 1 無線機の納入のほか、電波法に基づく無線局開設申請手続き(免許状の交付)の代行を含め、平成 23 年 1 月 24 日を履行期限としたが、免許状は 4 月 11 日に交付されており年度を越えていた。 2 免許状交付が 4 月 11 日であったにも関わらず、履行前の 4 月 7 日付の請求書を受理し、1 月 24 日付けで検査確認を行い支出していた。
産業労働部	中央高等技術専門学校	平成 22 年度の「平成 24 年度生募集用入校案内の印刷」(285 千円)について、納品日及び検査確認が平成 23 年 4 月 27 日であったにもかかわらず、平成 22 年度歳出予算から執行したことは、不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	本庄県税事務所	平成 23 年 2 月に本庄地方庁舎の「給水施設揚水ポンプ取替修繕」(514 千円)を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったのは不適切であった。
環境部	環境科学国際センター	平成 22 年 11 月の「蛍光 X 線分析装置修繕」(578 千円)及び平成 23 年 8 月の「多項目水質計に係る賃貸借契約」(630 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。
福祉部	中央児童相談所	平成 23 年度の LP ガスの単価契約 (294 円 / m ³) を締結した。同年 10 月の職員予備監査で誤りを指摘されるまで、4 月から 9 月までの請求書が前年度単価 (262.5 円 / m ³) で積算されていたことを看過し、そのまま支出していたことは不適切であった。
保健医療部	草加保健所	平成 23 年 3 月に消耗品 (108 千円) を購入したが、契約金額 10 万円以上であり、2 者以上から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであったことは不適切であった。

産業労働部	職業能力開発センター	<p>委託訓練募集案内のパンフレットを平成 22 年度は年間 23 種類、平成 23 年度も 9 月末までに 20 種類印刷している。</p> <p>月毎に複数種類のパンフレットを、それぞれ 3 者による見積合せで随意契約しているが、各々の見積日、納入期限、納品日は同一若しくは近接しており、また、契約相手方は年間を通じて同一であった。</p> <p>一括して発注することにより、金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から、一括発注すべきであった。</p>
県土整備部	行田県土整備事務所	<p>平成 23 年 2 月に「道路安全施設工事(トイレ修繕工事)契約」(2,079 千円)を締結した。契約書に契約保証金の納付を規定していたが、納付させなかったことは不適切であった。</p>
都市整備部	大宮公園事務所	<p>平成 23 年度の「ポート池護岸修繕」(総額 5,490 千円)は、1 件の契約額が 100 万円未満となるよう 6 件に分割し契約していたのは不適切であった。</p> <p>うち 4 件と 2 件は各々見積日、契約日が同一であり、契約相手は全て同一であった。</p>
教育局	小鹿野高等学校	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、次のとおり連続して年度を越えるなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 21 年 2 月分、同 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 22 年 2 月 17 日と最大 1 年余り遅延していた。 平成 22 年 8 月分などの預金利子の払い込みが、平成 23 年 8 月 31 日と再度 1 年余り遅延していた。
教育局	戸田翔陽高等学校	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金に係る口座から生じた預金利子は、速やかに払い込むこととされているが、平成 18 年 8 月分のほか 5 年分の預金利子を、平成 23 年 8 月 16 日に一括して払い込むなど、著しく払い込みが遅延していたことは不適切であった。</p>
教育局	八潮高等学校	<p>平成 23 年 2 月に「産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約」(80 千円)を締結した。契約書において、産業廃</p>

		<p>棄物の排出数量 690kg を、500kg と誤記したため、本来、誤記の部分を加除訂正すべきであったが、「5」を「6」に、「0」を「9」に書き換えたのは、不適切であった。</p>
教育局	上尾特別支援学校	<p>平成 22 年度の「発電機排煙ダクトキャンバス取替他修繕」(303 千円)と「電気室デマンド式電流計交換他」(123 千円)の 2 つの修繕は、同日に各々見積合せにより随意契約している。</p> <p>同種の電気工事であり、一括して発注することにより金額の低減が見込める。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>
警察本部	上尾警察署	<p>平成 22 年度の業務委託の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 独身寮の排水管(49 千円)と受水槽(63 千円)の清掃業務を発注したが、各々の見積日、契約相手方は同一であった。同種の給排水清掃であり総額で 10 万円以上となることから、一括して発注し 2 者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p>2 「庁舎トイレガラリ清掃点検業務」(92 千円)、「庁舎雑排水管等清掃業務委託」(462 千円)について、数日のうちに一者随意契約又は見積合せにより業者を決定していたが、全て契約相手方は同一であった。</p> <p>同種の給排水等清掃業務であり、金額の低減が見込める内容である。効率的な予算執行の観点から一括発注とすべきであった。</p>

c 監査結果に関する報告に添える意見

機関・職制名		監査の意見
下水道局	下水道管理課	<p>煉瓦工場(汚泥焼却灰再資源化施設)については平成 13 年度から稼働していないが、再稼働の見込みもないまま、毎年度維持管理費を発生させている。</p> <p>公営企業会計を適用している観点からも、再稼働の見込みのない施設については、除却又は他の用途での活用を検討すべきである。</p> <p>その際、当該施設は国庫補助金により建設されているため、国等関係機関と協議の上、適切に対応する必要がある。</p>

<p>教育局</p> <p>会計管理者</p>	<p>財務課</p> <p>会計管理課</p>	<p>県立の高等学校全 144 校のうち 138 校において、会計管理者による一括契約の電子複写機のほかに団体（後援会等）の契約と負担で 322 台を設置している。</p> <p>団体契約の電子複写機 322 台のうち 250 台は、生徒利用や団体活動のほかに学校運営上の事務にも利用されている現状がある。その際、団体契約のコピー単価は会計管理者の一括契約単価の平均 5 倍以上となっている。</p> <p>また、一部の学校では、独自の契約で F A X 複合機（F A X、コピー機能等が一体となった事務機器）を設置している。</p> <p>については、保護者負担の軽減及び効率的な予算執行の観点から、以下の点に留意して、改善に向けて取り組まれない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県費と団体の経費負担について <p>やむを得ず団体に負担を求める経費の範囲を明確にするとともに、団体が負担する経費について、保護者に対しより丁寧な説明に努めること。</p> 2 電子複写機の増設について <p>学校運営上の事務に利用するために増設を必要とする学校は、会計管理者と協議し、一括契約に基づく設置に努めること。</p> 3 電子複写機の複写サービスに係る契約内容の見直しについて <p>総経費削減の観点から、F A X サービスの一括契約など契約内容の見直しについて、積極的な検討を進められたい。</p>
-------------------------	-------------------------	---

オ 平成23年度第4回提出（平成24年6月21日）

公表（平成24年6月29日）

(ア) 監査の対象機関 23機関

所管部局	監査対象機関
総務部	所沢県税事務所
都市整備部	川越建築安全センター
企業局	庄和浄水場、第二水道整備事務所
教育局	大宮武蔵野高等学校、川越高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、狭山清陵高等学校、草加東高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、新座高等学校、飯能高等学校、富士見高等学校、妻沼高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、日高特別支援学校

備考

平成24年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部局	機関	部局	機関
企業局	第二水道整備事務所	企業局	廃止

(イ) 監査実施日

平成24年1月11日～平成24年2月16日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	草加東高等学校	平成22年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」（387千円）について、第4四半期分の支払いを失念し、平成23年度歳出予算から執行せざるを得なくなったことは、不適切であった。

b 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	狭山特別支援学校	平成22年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」（213千円）について、次の点で不適切であった。

		<p>1 契約書の首標金額を消費税込みの額で記載すべきところ、誤って消費税抜きの金額で記載した。契約金額内訳表の金額は消費税込みの金額であったため、首標金額と月毎の支払額とに差異が生じていた。</p> <p>2 この誤りに気付かず、同内訳表に定める消費税込みの金額を毎月支払っていた。平成 23 年 4 月、前月履行分の支払に際し、支払可能額が不足していたことから、3 月 31 日に遡って契約金額の変更契約を締結して支払を行った。</p>
--	--	--

2 行政監査

(1) 監査テーマ

高額機器の管理及び活用状況について

(2) 監査対象機器

購入に係る機器：取得金額 1,000 万円以上のもの 727 点

賃借に係る機器：平成 22 年度の賃借料 200 万円以上のもの 187 点

(3) 監査対象機関

16 部局 140 課所

(4) 監査意見

ア 導入に際しての十分な検討について

- ・ 必要性、費用対効果について

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用することが求められる。
このため、機器導入に際しては、県民ニーズや事業内容等への適合性を的確に見極めるとともに費用対効果を十分に吟味することが必要である。
また、社会環境の変化の趨勢を見据え、物理的な耐用年数のみならず社会的な耐用年数を考慮した上で使用可能期間を設定するなど、計画外の短期間に必要性が低下し利用されなくなるようなことがないようにする必要がある。

- ・ 導入方法について

事業の内容や実施期間、機器の特性や使用期間を考慮し、経済性、効率性の両面から、「購入」又は「賃貸借」をさらに慎重に検討されたい。また、自ら機器を保有せず、業務を委託するなどの代替策も合わせて比較検討する必要がある。

イ 機器の有効活用について

- ・ 計画的な更新について

コンピューターの技術革新は著しく、数年でその機能は陳腐化している。機器の機能を十分に発揮させるために、技術革新のスピード等を考慮した計画的な更新を進める必要がある。

- ・ 運用体制の整備について

試験研究機関等における機器の有効活用には、操作を行う職員体制が重要である。機器の導入に当たっては、職員の操作技術の修得を含めた運用体制の整備に留意する必要がある。

- ・ 「遊休備品の登録・再利用」の制度化について

現在、各課所で保有する遊休状態の備品の情報は、当該課所限りでの把握と県庁 LAN 上の「リサイクル掲示版」への任意の情報提供にとどまっている。

遊休備品の有効活用を一層推進するため、遊休備品の情報を全庁一元的に集約し共有した上で、保管転換等により再利用を図る「遊休備品の登録・再利用」の制度化を検討する必要がある。

- ・ 利用状況に関する記録の徹底

機器の効果的な活用を図る上で、利用実態の正確な把握は不可欠である。利用促進を図る必要のある高額機器については、利用記録簿を備えるなど適切な把握に努められたい。

ウ 適正な管理について

新たな公会計制度の整備が進む中、保有資産に関する情報を正確に記録・管理することが必要である。より適切な物品管理の方法を検討されたい。

- ・ 現物実査の徹底について

定期的な現物実査が実施されていないものが一部にあった。現物が廃棄されている機器で台帳に記載されているものも見受けられた。期間を定めて全庁統一的に総点検を行うなど、少なくとも年1回は現物実査が実施されるよう徹底を図られたい。

- ・ セット（一式）品の管理方法の改善について

セット（一式）品について、現行の財務規則では、機器の内訳までの記載は義務付けていないが、「一式」のみの管理では機器の構成内容が特定困難である。このため、個々の機器の現物実査や一部の亡失等の確認が難しくなっている。個々の機器を補助簿に記録することなどを、財務規則等に定める必要がある。

- ・ 使用不能な備品の除却手続の制度化について

現行の財務規則では、廃棄が物理的に困難なものや処分費用が確保できないものなど、使用できないが廃棄されないままとなっている機器は、廃棄等処分を行うまでは県有備品に位置付ける取扱いとなっている。しかしながら、備品としての機能を喪失している機器については、固定資産の適正な捕捉のためにも、実態に合わせて除却（現物を廃棄しないまま備品管理から除くこと。）する手続の制度化を検討されたい。

- ・ 処分等の適切な事務処理について

故障等のために事実上使用不能となっている機器で特段の支障のないものは、財務規則に従って速やかに不用決定、処分等適切な事務処理をされたい。

- ・ 官公庁オークション等の活用について

保有課所において「売り払いが可能」と判断している使用していない機器の売払いに際しては、できるだけ有利な価格で行うため、インターネット上の官公庁オークション等の活用も検討されたい。

3 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）資本金等の4分の1以上を出資している法人（出資団体）及び公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか

監査実施団体	平成23年度	平成22年度
出資団体	10	25
補助金等交付団体	20	24
指定管理者 (施設数)	14 (21施設)	13 (22施設)
監査実施団体 計	44	62
監査実施箇所 計	51	71

(2) 監査の結果

ア 指摘

該当なし

イ 注意

該当なし

4 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成19年度以降分）

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勧 告	棄 却	却 下		
平成19年度	1	-	-	1	-	
平成20年度	1	-	(*1) 1	-	-	(*1)一部却下
平成21年度	3	-	(*2) 1	2	-	(*2)一部却下
平成22年度	4	-	4	-	-	
平成23年度	6	-	(*3) 6	-	-	(*3)一部却下 2

(2) 請求事案及び結果（平成19年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
19.12.18	埼玉県教育委員会教員採用選考試験の支出に関する件	20.1.22 却下	
21. 2.17	旧浦和青年の家及び旧岸町庁舎跡地に係る埼玉県と日本赤十字社との売買契約に関する件	21.3.27 棄却 (一部却下)	
21. 4. 1	行政財産の使用許可に係る使用料免除に関する件	21.5.29 棄却 (一部却下)	
21. 4.21	情報公開コーナーのプライバシーの確保を求める件	21.5.20 却下	
21.10.22	みんなに親しまれる駅づくり事業補助金に関する件	21.12.1 却下	
22. 9. 3	旧浦和青年の家跡地における再生砕石点検その他に関する件	22.10.22 棄却	
22.10. 8	自由民主党議員団に対して交付した平成21年度県政調査費の交通費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	

受付年月日	件 名	結 果	備 考
22.10.8	県政調査研究会、政調費公開の会、無所属刷新の会、高志会、元気塾及び貫徹の会に対して交付した平成21年度県政調査費にかかる支出の件	22.11.26 棄却	
22.11.29	再生砕石撤去工事説明会会場費の件	23.1.21 棄却	
23.4.4	平成21年度県政調査費に関する件	23.5.27 棄却 (一部却下)	
23.5.19	旧浦和青年の家跡地における再生砕石撤去工事に関する件	23.7.12 棄却	
23.6.7	旧浦和青年の家跡地における仮設撤去復旧工事に関する件	23.8.2 棄却	
23.11.25	日赤埼玉県支部跡地売却に関する件	24.1.24 棄却 (一部却下)	
23.11.28	平成22年度県政調査費に係る支出の件	24.1.24 棄却	
24.1.30	国道254号バイパス(志木市地内のモデル工事)に関する件	24.3.21 棄却	



平成 2 3 年度
事 務 概 要

平成 2 4 年 7 月

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒 3 3 0 - 9 3 0 1

さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 6 5 1 3

F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 9 4 0

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp